

第 1 3 節 遺体の処理及び埋葬又は火葬

本町は、泉大津警察署と連携し、遺体の処理、埋葬又は火葬について、必要な措置をとるものとする。

第 1 遺体の処理及び埋葬又は火葬

- 1 身元不明の遺体については、泉大津警察署その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- 2 遺族が遺体の処理、埋葬又は火葬を行うことが困難もしくは不可能である場合は、本町が代わって実施する。
 - (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - (2) 埋葬又は火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
 - (3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
 - (4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つば等の支給など、必要な措置を講ずる。

第 2 応援要請

本町は、遺体の処理、埋葬又は火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する広域火葬計画に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。